

No.145  
2019  
1/29



# はちおうじ

JR東労組  
八王子地本  
八王子地本  
ホームページ  
「東労組八王子」で検索



八地申第12号

本日(1/29)提出!!

立川運転区で発生した時間外労働に対する22名分の賃金未払いに関する申し入れ  
同じミスを繰り返す会社に安全を語る資格はあるのか

立川運転区において2018年12月25日付で「定例訓練受講者に対する超過勤務手当未払いの事象について」が掲出されました。内容は11月7日に定例訓練を受講した社員が給与明細に訓練受講分の超過勤務手当が反映されておらず、1月の給料明細に反映させるというものでした。しかしこの事象は組合員からの問い合わせにより発覚したものです。

立川運転区では2017年11月にも公休日労働3日の36協定違反及び48名への賃金未払いが発生した事から団体交渉において『管理者間の引き継ぎ、ダブルチェックの実施などマネジメントの問題について、再発防止に向けて対策を講じていく』事を確認してきていました。しかし、1年もしないうちに同種事象が発生した事は、対策は講じられていないと言わざるを得ません。さらに言えば賃金未払いは労働基準法違反であり、断じて認められません。

時間外労働に対する賃金未払いはマネジメントの問題であり、時間外労働の管理にも関わる事から職場では臨時の安全衛生委員会開催を求めるも、開催を拒まれました。こうした会社の姿勢からは労使一体となって再発防止＝労働者の危険又は健康阻害を防止する目的を果たそうという意思は感じられません。徹底した原因究明と共に、再発防止策を講じる事を強く要請し、下記の通り申し入れを行ないました。

1. 立川運転区においては、これまでも同様な事象を繰り返し発生させているにも関わらず、適正な労働時間管理が行えず今事象を発生させてしまった経緯と原因を具体的に示すこと。また、八王子支社としての見解を示すと共に、今後どのような指導を行うのか明らかにする。
2. 具体的対策は現場実態に応じて講じるべきものであることから、安全衛生委員会を速やかに開催し、労働者の意見を反映されたうえで実行性のある対策を打ち立てること。

発生原因を追究し、実効性のある対策で  
風通しの良い職場を創造しよう!

